

報 告 第 12 号

知 事 専 決 事 項 報 告

次の事件は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、その承認を求める。

令 和 6 年 6 月 17 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

令和 5 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,062,590 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 財産収入		千円 155,892	千円 4	千円 155,896
	1 財産運用収入	155,892	4	155,896
2 繰 入 金		11,963,894	0	11,963,894
	1 一般会計繰入金	8,478,002	△3	8,477,999
	2 基金繰入金	3,485,892	3	3,485,895
歳 入 合 計		78,062,586	4	78,062,590

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 公 債 費		千円 78,062,586	千円 4	千円 78,062,590
	1 公 債 費	78,062,586	4	78,062,590
歳 出 合 計		78,062,586	4	78,062,590